

【記入上の留意事項】

- 「②登録番号」は、建災防本部ホームページから Web 登録後に通知（メール配信）された「登録番号」を記入。
- 「③労働保険番号」は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」又は「労災保険特別加入証明書」の番号を記入。
- 「④欄」は、該当の有無に「✓」を記入。

	一般業種 (製造業・建設業等)	卸売業	サービス業	小売業	個人事業者
資本金等又は 常時雇用労働者数	3億円以下 又は300人以下	1億円以下 又は100人以下	5千万円以下 又は100人以下	5千万円以下又 は50人以下	労災保険の 特別加入者

- 「⑤欄」は、次の「分類記号」を記入。

A 建設業	B 鉱業、採石業、砂利採取業	C 製造業	D 電気・ガス・熱供給・水道業	E 運輸業
F 卸売・小売業	G サービス業	H その他 (A~G 以外)		

- 「⑥欄」は、**企業規模(雇用労働者数)**を記入し、雇用労働者数のわかる資料を提出（労働者名簿、賃金台帳、労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書などの写し）。

1~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上
50点	40点	30点	20点	10点	0点

- 「⑦欄」は、主たる業務を「イ 建設業関係の業務」又は「ロ 建設業以外」の該当するいずれか記入。

(1) 「イ 建設業関係の業務」(「a」、「b」及び「c」のいずれか一つを選択)

a 「建設業許可」での申請は「a」に「✓」し、「許可番号」、「有効期限」を記入。

「許可番号」は、「〇〇県知事許可(般一〇〇)第〇〇〇号」、「有効期限」は「H又はR〇年〇月〇日」等を記入。

「建設業許可業種の加点基準」は下表のとおり。

とび(土工事業を除く)、屋根工事業、鋼構造物工事業	30点
大工工事業、石工事業、機械器具設置工事業	25点
左官工事業、電気工事業、管工事業、鉄筋工事業、塗装工事業、建具工事業、消防施設工事業	20点
タイル・レンガ・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、清掃施設工事業、解体工事業	15点
上欄以外の業種 土木工事業、建築工事業、土工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、造園工事業、さく井工事業、水道施設工事業	10点

b 「建設キャリアアップシステム登録」での申請は該当する「b」に「✓」(一人親方に限る)

システム登録(技能者IDカード有り)	10点
--------------------	-----

(2) 「ロ 建設業以外」は、「月平均的な高所作業日数」の番号を記入し、「様式1の2高所作業日数の頻度申立書」を提出。

番号	1	2	3	4	5
日数/月	20日以上	15日以上 20日未満	10日以上 15日未満	3日以上 10日未満	3日未満
加点	30点	25点	20点	15点	10点

c 「a」及び「b」に該当しない場合は「c」に「✓」を記入。加点基準は「0点」。

- 「⑧欄」は、「追加安全措置の数」を記入。なお、「追加措置加点」は下表のとおり。

5以上	4	3	2
20点	10点	5点	0点

- ①背中X字腿V字、②本ランヤード又は追加の補助ロープ(ランヤード+補助ロープ)、
③サスペンショントラウマ防止ストラップ、④ロック装置付き巻き取器、⑤ワタチハックル、⑥反射板等

- 「⑨欄」は、事業所全体の「⑥雇用労働者数」、「高所作業従事労働者数」、「フルハーネス型への買換本数」及び「現在の保有本数」を記入。なお、原則として「高所作業従事労働者数」を超える買換本数は認められませんが、特に理由がある場合、「様式1の3フルハーネス型買換本数の申立書」に理由を記載し、「労災保険特別加入証明書」等の資料(写し)を提出。

- 「⑩~⑭欄」は、該当の有無に「✓」を記入(全て「はい」の場合のみ申請可)。